兵庫陸運部（魚崎庁舎）LED転換工事仕様書

1.概要

1)本仕様書は、神戸運輸監理部兵庫陸運部（魚崎庁舎）のLED転換工事に適用する。

2)本仕様書において、「発注者」とは神戸運輸監理部長のことをいい、「受注者」とは本工事を受注する者のことをいう。

3)本仕様書に記載のない事項は、特記仕様書による。いずれにも定めのない事項は、発注者および受注者の協議により決定するものとする。

2.履行期間

契約締結日の翌日から令和7年11月30日まで

3.履行場所

神戸運輸監理部兵庫陸運部（魚崎庁舎）

兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町３４番地２

 4.工事の目的

　本工事は神戸運輸監理部兵庫陸運部（魚崎庁舎）のLED転換工事を行うものである。

5.工事内容

特記仕様書による。

6.同等品

特記仕様書による。

7.関係法令の遵守

工事の実施にあたり、受注者は、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

8.発生材

特記仕様書による。

9.工事に関する要件等

1)受注者は、3.に記載する施設において工事が発生する場合には、事前に監督職員と協議により決定すること。なお、工事は閉庁日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する業績間の休日を指す）の8時30分～17時15分に行うこと。

２)庁舎における通常業務や一般来庁者に影響を与えること等がないよう、工事中は十分に配慮すること。

３)現地の状況を把握した上で入札に参加すること。なお、現地確認を希望する場合に

は、あらかじめ電話連絡により日時を調整すること。

10.監督者の設置

受注者は、品質、工程及び安全等の施工管理を確立すること。また、当該工事全般に関する監督的役割を担う責任者を1名設置すること。

11.工程表等

　着工に先立ち、受注者は以下資料を監督職員に提出し承認を得ること。

　ア）施工計画書

　イ）機器納入仕様書

　ウ）実施工程表

12.経費分担

作業、動作確認にあたり電気・水道が必要になる場合は、既存電力設備から使用できるものとし、使用する電気・水道の料金は、原則発注者の負担とする。

13．検査及び工事完了報告

1)受注者は、検査職員が必要と認める事項について、本仕様書及び契約書に基づき、当該工事の終了後に、検査職員立会いのもと、検査を行う。

2)検査の結果、不適当な事態となり、その原因が、施工あるいは材料の不良による不具合であった場合には、受注者の責において無償にて取替えを行い、その不具合を解消してから後、再度検査を実施するものとする。

3)検査を完了する際には、工事完了報告書に以下に定める関係書類を添えて発注者に提出すること。

ア）作業工程記録（作業写真）

使用材料及び機器、施工前、施工中及び完成の行程が分かるように写真を撮影

すること。

イ）機器保証書及び取扱説明書

　　　 ウ）撤去物品及び当該工事時に発生した廃材等を適法に処分したことが確認できる書類（マニフェスト）

エ）その他必要書類

4)上記２）の保証期間については、検査完了後１年間とする。

14.工事中の事故対策

作業従事者等は、工事に際して、特に人災、盗難その他の事故防止について十分注意を払うこと。作業従事者が庁舎内の施設及び第三者に害を与えた場合は、受注者が補修し、または損害の責任を負うものとする。

また、作業従事者の行った行為において施設・設備等に不具合が生じた場合は、速やかに監督職員へ連絡すること。

15.秘密の保持

受注者及び受注者の作業従事者は本契約を履行する上で、知り得た情報（業務内容や個人情報等）を他に漏らさないこと。また、本契約が終了した後も同様とする。

16.その他

この仕様書に記載なき事項については、法令に反しない範囲において、発注者及び受注者協議のうえ、取り決めることとする。